

は じ め に



矢板市では、障がいのある人もない人も、すべての人が安心して元気に暮らせるように、「ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板」を基本理念として、障がいのある人のための多様な施策の展開を図っております。

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の具体的な実施に関しましては、平成27年3月に「矢板市第4期障がい福祉サービスプラン」を策定し、障がいのある皆様のご意向に沿いながら、進めて参りました。

この間、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を実現するための支援や、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が求められております。

このような状況を踏まえ、本市では従来の障がい福祉計画の見直しに加え、新たに障がい児福祉計画の内容も含めた「第5期矢板市障がい福祉サービスプラン」を策定いたしました。本計画のもと、障がいのある子どもから高齢者まですべての市民が、それぞれの状況に応じて身近な場所で必要なサービスを利用でき、就労をはじめとする充実した活動や社会参加など、ご本人の願いが叶えられるよう、各々の生活の質の向上につながっていく環境づくりを進めて参ります。また、計画の推進にあたっては、障がいのある人が地域において、自分らしい生活が実現されることを目指し、関係者の皆様と連携しながら推進して参りますので、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、「矢板市地域自立支援協議会」及び「矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会」に参画いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力をいただきました市民や関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。

平成30年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の位置づけと計画期間.....	2
3	計画の策定体制	3
第2章	矢板市の障がい者の現状.....	4
1	人口と世帯数	4
2	障がい者の状況	5
第3章	計画の基本的な考え方.....	10
1	計画の基本理念	10
2	計画策定の視点	11
3	サービス等の体系	12
4	計画の具体的な目標.....	13
第4章	障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	18
1	訪問系サービス	18
2	日中活動系サービス.....	20
3	居住系サービス	29
4	相談支援	32
第5章	地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保	35
1	地域支援事業 （①必須事業）	35
2	地域支援事業 （②任意事業）	43
3	地域生活支援促進事業等	44
第6章	障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保.....	45
1	障害児通所支援	45
2	障害児相談支援	50
3	医療的ケア児調整コーディネーター	50
第7章	計画の推進.....	51
1	関係機関、地域との連携.....	51
2	地域自立支援協議会の円滑な運営	51
3	サービスの質の向上と供給体制の確保	52
4	計画の進行管理	52
資 料 編		53
1	矢板市地域自立支援協議会設置要綱	55
2	矢板市地域自立支援協議会委員名簿	57
3	矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿	58
4	計画策定経過	59

【本文中の元号表記について】

2019年5月1日以降、「平成」に代わって新たな元号となりますが、本文中においては、読む人にとっての理解やすさを重視し、経年の連続性が理解しやすいことから元号変更後も「平成」の元号を便宜的に使用することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がいのある人の個人の尊厳が守られて日常生活及び社会生活を営むことができるよう、平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の作成によりサービス提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後の平成23年には障害者基本法が改正され、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明記され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの方向性が打ち出されました。

さらに、平成24年には、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。その後、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されました。その結果、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の提供体制を整備し、それらの円滑な実施を確保するため、障がい児福祉計画の作成が義務づけられることとなりました。

本市では、この状況への対応を図るとともに、子どもから大人まで、地域において障がいのある人が生活する上で必要とする福祉サービスが計画的に提供されるよう、計画期間における各年度のサービス需要量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるために、本計画を策定します。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に規定される障がい福祉計画と児童福祉法に規定される障がい児福祉計画を一体に策定するものです。

●障がい福祉計画と障がい児福祉計画の内容等

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の性格	サービス提供等の具体的な実施計画	サービス提供等の具体的な実施計画
計画の内容	●障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等	●障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定通所支援の種類ごとの必要な見込量 等

なお、障がい者施策の推進にあたり、市町村が策定しなければならない基本計画として「障がい者計画」があり、本計画の上位計画にあたります。

●参考：障がい者計画の内容等

	障がい者計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの

(2) 計画期間

第5期矢板市障がい福祉計画・第1期矢板市障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3年間とします。

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	…
矢板市障がい者福祉計画													
		第2次											
矢板市障がい福祉計画													
		第2期											
矢板市障がい児福祉計画													
国の計画													

3 計画の策定体制

(1) 矢板市地域自立支援協議会

保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者機関、障がい者関係団体、地域住民代表者、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、法曹関係者により構成する矢板市地域自立支援協議会を計画策定委員会と位置づけ、事務局（社会福祉課）が計画策定等部会の検討を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

(2) 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会

計画策定にあたり、矢板市地域自立支援協議会のもと、保健・医療・福祉関係機関、教育・雇用・事業者関係機関、障がい者関係団体、指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者で構成する矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会を設置し、計画案を検討していただきました。

(3) パブリックコメント

平成30年1月18日から2月7日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募りました。

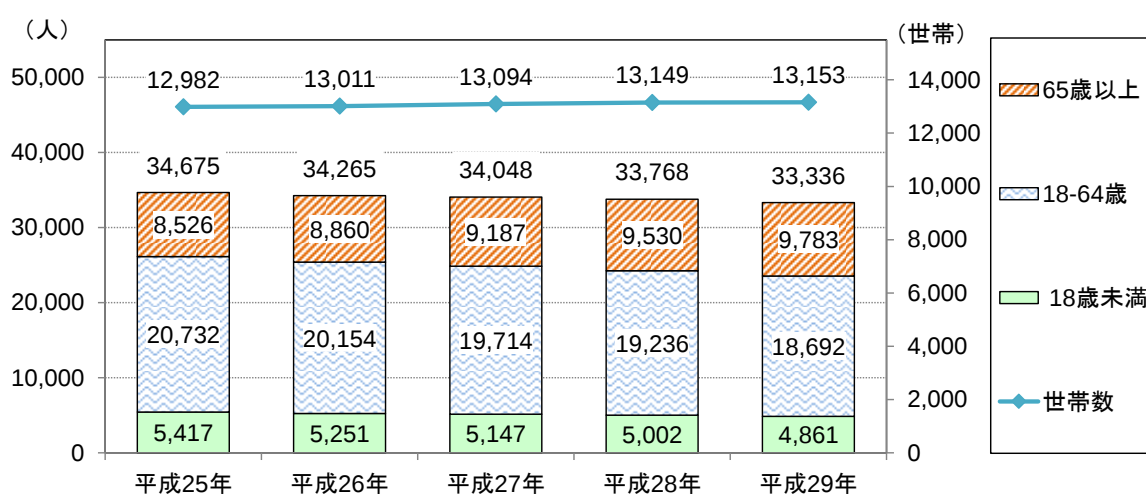
第2章 矢板市の障がい者の現状

1 人口と世帯数

本市の総人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向にあります。

人口の推移を年齢別にみると、65歳以上の人口は増加傾向にありますが、18歳未満人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しています。

●人口と世帯数の推移



各年4月1日現在

資料：矢板市住民基本台帳

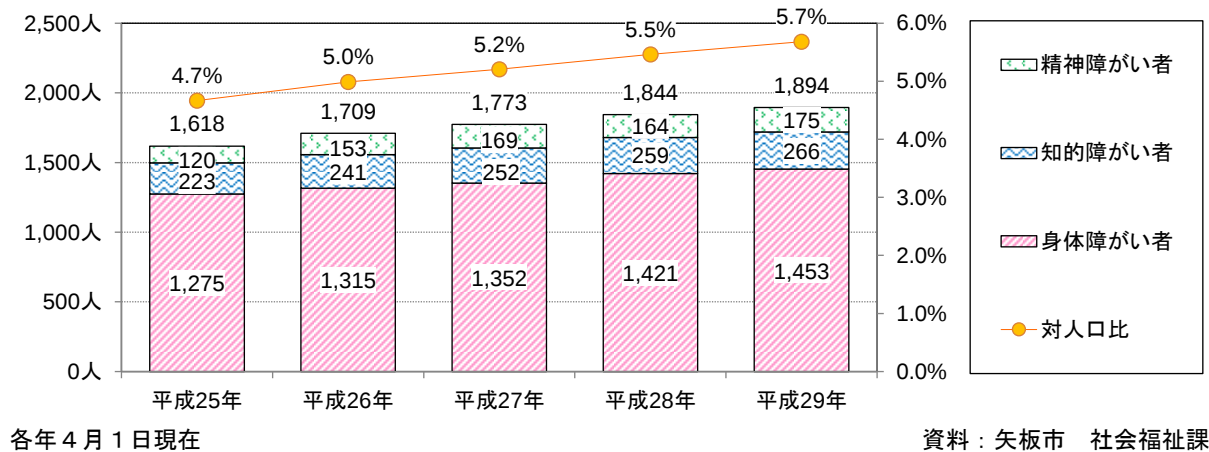
2 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数の推移をみると、近年は増加傾向で推移しており、平成29年の障がい者数は1,894人、対人口比は5.7%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも増加傾向で推移しています。

●障がい者数の推移（手帳所持者）



(2) 身体障がい者の状況

① 障がい種別の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成29年4月1日現在では1,453人となっています。障がい種別の内訳をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい・免疫障がいも多くなっています。

●身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	74	75	75	78	83
聴覚・平衡機能障がい	120	130	144	147	164
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	10	9	9	11
肢体不自由	727	741	740	762	769
内部障がい・免疫障がい	294	306	326	364	372
複合障がい	50	53	58	61	54
計	1,275	1,315	1,352	1,421	1,453
総人口	34,675	34,265	34,048	33,768	33,336
対人口比	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

② 等級と障がい種別（平成29年4月1日時点）

等級別にみると、1級（重度）が最も多くなっています。

等級と障がい種別の関係をみると、内部障がい・免疫障がいについては1級の割合が5割以上となっています。

●障がい種別と等級の状況

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	31	23	5	9	9	6	83
聴覚・平衡機能障がい		53	9	53	0	49	164
音声・言語・そしゃく機能障がい			6	5			11
肢体不自由	134	138	124	198	115	60	769
内部障がい・免疫障がい	250	4	26	92			372
複合障がい	11	8	28	7			54
計	426	226	198	364	124	115	1,453

平成29年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

③ 年齢と障がい種別（平成29年4月1日時点）

平成29年4月1日現在、身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、65歳以上が1,021人で最も多く、身体障がい者全体の7割以上を高齢者が占めている状況です。

障がい種別との関係では、いずれの障がいにおいても半数以上は高齢者が占めている中で、聴覚・平衡機能障がい、内部障がい・免疫障がい、並びに複合障がいについては高齢者の占める割合は7割以上となっています。

●障がい種別と年齢の状況

（単位：人）

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	0	29	54	83
聴覚・平衡機能障がい	7	34	123	164
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	3	8	11
肢体不自由	17	224	528	769
内部障がい・免疫障がい	5	103	264	372
複合障がい	3	7	44	54
計	32	400	1,021	1,453

平成29年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

(3) 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成29年4月1日現在では266人となっており、障がい程度別にみると、いずれの年も「B（中度・軽度）」が半数以上を占めています。

年齢別では「18歳未満」の障がい児は近年横ばいで推移しており、平成29年4月1日現在では65人と全体の24.4%となっています。

●療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A (最重度・重度)	18歳未満	31	31	29	30	30
	18歳以上	76	83	85	89	90
	計	107	114	114	119	120
B (中度・軽度)	18歳未満	32	40	44	32	35
	18歳以上	84	87	94	108	111
	計	116	127	138	140	146
合 計	18歳未満	63	71	73	62	65
	18歳以上	160	170	179	197	201
	計	223	241	252	259	266
総人口		34,675	34,265	34,048	33,768	33,336
対人口比		0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%

各年4月1日現在

資料：矢板市 社会福祉課

（４）精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 29 年4月1日現在では 175 人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2 級（中度）」が最も多くを占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級（重度）	27	31	39	42	51
2 級（中度）	69	92	99	90	92
3 級（軽度）	24	30	31	32	32
合 計	120	153	169	164	175
総人口	34,675	34,265	34,048	33,768	33,336
対人口比	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%

各年 4 月 1 日現在

資料：矢板市 社会福祉課

また、本市の精神障がいによる自立支援医療費受給者数は増加傾向にあり、手帳の非所持者も含まれるため、平成 29 年 4 月 1 日現在の受給者数は手帳所持者数を大きく上回る 362 人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移（精神通院）

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受給者数	328	318	342	341	362

各年 4 月 1 日現在

資料：矢板市社会福祉課

（５）難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病の受給者証交付者総数は、増加傾向にあり、平成29年では253人となっています。

また、指定難病の対象疾病数については、平成29年4月1日から24疾病が追加されて330疾病となっており、小児慢性特定疾病については、平成29年4月1日から18疾病が追加され722疾病となっています。

●特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数の推移

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
指定難病	165	199	194	213	225
小児慢性特定疾病	39	35	29	31	28
受給者証交付者総数	204	234	223	244	253

各年4月1日現在

資料：矢板健康福祉センター



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、「第4次矢板市障がい者福祉計画」を踏襲し、引き続き以下のとおりとします。

ともしつくる、すべての人が
いきいきと生活できるまち・矢板

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会こそ、本市の考える地域社会のあるべき姿です。その実現のためには、すべての市民が障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を無くしていくことはもちろん、理解を深め、正しい認識を持ち、障がい者への配慮や支援を普通のこととして日常的に行われることが望まれます。

この基本理念のもと、地域に暮らす互いの存在を認め合い・思いやり・支え合いながら、誰もがいきいきと暮らすことのできるまちづくりを、すべての市民と共に進めていきます。



2 計画策定の視点

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の5つの視点に留意して計画を策定します。

基本視点1 障がい者と障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

基本視点2 障がい等に応じた適切なサービス活用の促進

障がい種別や難病などに応じて、適切なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供を行い、サービス活用が促されるよう支援に努めます。また、高次脳機能障がいや発達障がいのある人、難病患者などがサービス給付の対象であることの周知を図ります。

基本視点3 地域生活に配慮したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

基本視点4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に係る取り組み、医療的ケア児が保健・医療・障がい福祉・保育・教育等を円滑に受けられるようにする支援体制の構築を図ります。

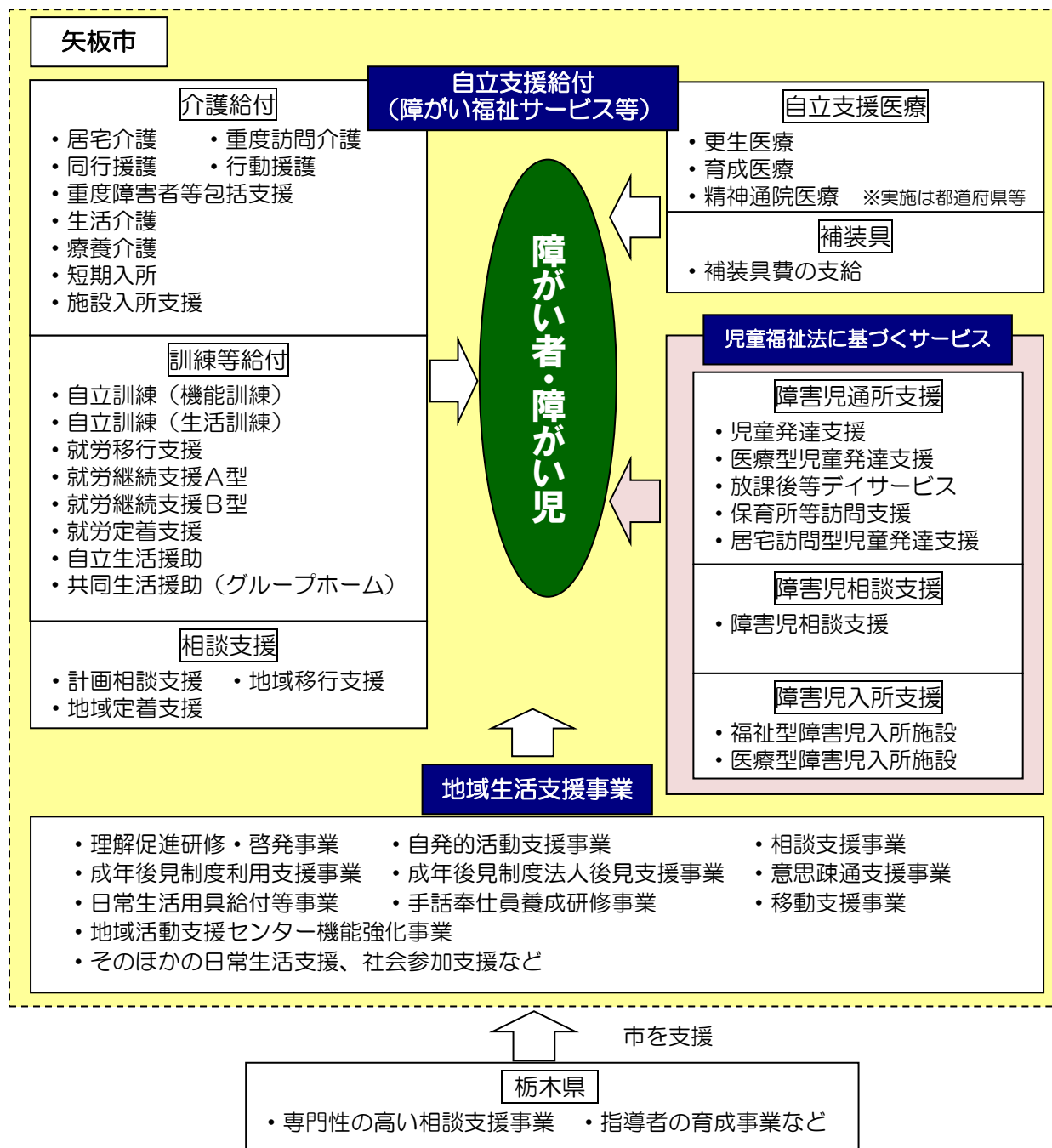
基本視点5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

4 計画の具体的な目標

第4期までの計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度における数値目標を設定していました。

第5期計画においても、第4期の実績を振り返った上で、新規の目標も加えながら平成32年度の目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 継続

●国の基本方針

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

●栃木県の基本方針

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の3%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から1.5%以上削減する。

○第4期の実績

平成25年度実績	平成25年度末の入所者数 (A)	34人
第4期目標値	平成29年度末の施設入所者数	33人
	削減見込 (A) の約3%	1人
	地域生活移行者数 ※1 (A) の約12%	4人
第4期実績	平成29年度末の施設入所者数見込み (B) ※A+①-②	33人
	①新規入所者数(平成26年4月～平成29年11月)	9人
	②退所者数	10人
	a 地域移行者	6人
	b その他	4人

目標達成

目標達成

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数とします。

●第5期の目標

実績	平成29年度(11月)時点の施設入所者数 (C)	33人
見込み	平成32年度末の施設入所者数 (D)	32人
第5期目標値	①施設入所者削減数 (C-D)	1人
	②地域生活移行者数	3人

◎国及び県の基本方針を踏まえ、平成32年度末の障がい者施設入所者数の削減目標を1人とします。

◎平成32年度末までに施設入所者のうちの3人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅等に移行することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 新規

●国の基本方針

①平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

※医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

●第5期の目標

第5期目標 ▶ 矢板市地域自立支援協議会内に協議の場を設定

◎国の基本方針を踏まえ、平成 32 年度末までに矢板市地域自立支援協議会または部会に協議の役割を付与する予定です。

(3) 地域生活支援拠点等の整備 継続

●国の基本方針

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

●栃木県の基本方針

市町村の区域を基本とし、少なくとも 1 つの地域生活支援拠点が整備されるよう市町の実施を支援する。ただし、地域の実情に応じ複数市町が合同で実施する体制整備も可能とする。

○第4期の実績

- ・県及び他市町の動向把握
- ・矢板市地域自立支援協議会ケア部会にて矢板市版地域生活支援拠点の役割の整理を始める
- ・県内先進事例の視察

●第5期の目標

第5期目標 ▶ 市単独または複数市町と合同で整備する

◎国及び栃木県の基本方針を踏まえ、関係機関及び近隣市町と連携を図りながら整備について検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 継続

① 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本方針

- 平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

◎上記内容については本市内には就労移行支援事業所がないことから、目標は設定しません。

② 就労移行支援事業の利用者数

●国の基本方針

- 平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

○第4期の実績

平成 25 年度実績	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	8 人
第4期 目標値	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	10 人
第4期 実績値	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人

未達成

◎平成 28 年度末での利用者数は 1 人で、目標は達成できませんでした。未達成の理由としては、年度途中で利用が開始しても短期間で他サービスや一般就労につながるケースが多いことが挙げられます。



●第5期の目標

第5期目標値▶ 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数 4 人

◎国の基本指針及び本市における就労移行支援事業の利用実態等を踏まえ、平成 32 年度末において 4 人の方が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 新規

① 児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

●国の基本方針

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

第1期目標	
児童発達支援センター	▶ 圏域で確保
保育所等訪問支援	▶ 市単独で確保

◎児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、圏域での確保を目指し、県及び県北圏域の市町との連携を図ります。

◎保育所等訪問支援の提供体制については、国の基本方針を踏まえ、市内 1 か所の事業所の整備を目指し、市内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

② 主に重症心身障がい児のサービス事業所の確保

●国の基本方針

- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

第1期目標	
児童発達支援事業所	▶ 圏域で確保
放課後等デイサービス事業所	▶ 圏域で確保

◎主に重症心身障がい児の児童発達支援事業所については、国の基本方針を踏まえ、県北障害保健福祉圏域で 1 か所の設置を目指し、県及び県北圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

◎主に重症心身障がい児の放課後等デイサービス事業所については、国の基本方針を踏まえ、県北障害保健福祉圏域で 1 か所の設置を目指し、県及び県北圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●国の基本方針

○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第 1 期目標 ▶

矢板市地域自立支援協議会内に協議の場を設定

◎国の基本方針を踏まえ、平成 30 年度末までに矢板市地域自立支援協議会または部会に協議の役割を付与する予定です。



第4章 障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 訪問系サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等 包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

▼第5期の見込量

(1か月当たり)

第4期の計画値・実績値	平成 27 年度		平成 28 度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	17 人 306 時間	17 人 316 時間	18 人 315 時間	18 人 313 時間	19 人 324 時間	20 人 313 時間
重度訪問介護	1 人 80 時間	0 人 0 時間	1 人 80 時間	0 人 0 時間	1 人 80 時間	0 人 0 時間
同行援護	3 人 12 時間	1 人 4 時間	3 人 12 時間	1 人 2 時間	3 人 12 時間	2 人 6 時間
行動援護	3 人 75 時間	2 人 59 時間	4 人 100 時間	2 人 55 時間	5 人 125 時間	2 人 60 時間
重度障害者等包括支援	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間
計	24 人 473 時間	20 人 379 時間	26 人 507 時間	21 人 370 時間	28 人 541 時間	24 人 379 時間
第5期の見込み	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
居宅介護	21 人 336 時間		22 人 352 時間		23 人 368 時間	
重度訪問介護	1 人 80 時間		1 人 80 時間		1 人 80 時間	
同行援護	2 人 6 時間		2 人 6 時間		2 人 6 時間	
行動援護	2 人 60 時間		2 人 60 時間		2 人 60 時間	
重度障害者等包括支援	0 人 0 時間		0 人 0 時間		0 人 0 時間	
計	26 人 482 時間		27 人 498 時間		28 人 514 時間	

※平成 29 年度の実績は平成 29 年 11 月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成 27 年度から平成 29 年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数を考慮して算出しました。
- 今後も、近隣市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」に加え、今回「就労定着支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

（１）生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	60人 1,233人日	62人 1,232人日	61人 1,294人日	71人 1,407人日	62人 1,358人日	71人 1,454人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	82人 1,722人日		84人 1,764人日		86人 1,806人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや市内及び近隣市町の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて増加傾向で算出しました。

○サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	21人日	6人日	21人日	20人日	21人日	18人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	
	21人日		21人日		21人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績や県内の実施事業所の定員（実施事業所は「とちぎリハビリテーションセンター駒生園」（定員30人）のみ）などを踏まえて横ばいで算出しました。

○障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。



(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18か月以内)行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人 52人日	1人 10人日	2人 52人日	1人 13人日	2人 52人日	2人 34人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人 21人日		1人 21人日		1人 21人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練の現在の利用者数及び利用期間や近隣の事業所数、事業者から聴取した利用希望を踏まえて横ばいで算出しました。

○障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。



(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人	8人	10人	3人	10人	3人
	150人日	134人日	150人日	37人日	150人日	53人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	4人		4人		4人	
	72人日		72人日		72人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込み、横ばいで算出しました。
- 就労アセスメントのための利用や短期間で一般就労につながることもあるため、実利用者数は横ばいですが、年間平均の利用者数は伸びていません。
- 今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、矢板市地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。

(5) 就労継続支援（A型）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	11人 220人日	15人 307人日	13人 260人日	15人 311人日	15人 300人日	16人 337人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	17人 357人日		18人 378人日		19人 399人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数を踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。



(6) 就労継続支援（B型）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	34人 612人日	35人 620人日	35人 630人日	37人 673人日	35人 630人日	41人 713人日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	33人 561人日		36人 612人日		39人 663人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや市内及び近隣市町の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて算出しました。なお、市内の就労継続支援B型事業所が多機能型に移行し、生活介護を始めたことから、平成30年度のサービス量は前年度から減少することを見込んでいます。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労定着支援【新設】

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第5期の見込量

(1か月当たり)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5期の見込み	2人 8人日	2人 8人日	2人 8人日

▶サービスの見込みと確保について

○新設のサービスですが、就労移行支援を利用して一般就労に移行した方が利用すると想定し算出しました。利用頻度は週1回程度で見込みました。

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。



(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人	6人	6人	4人	6人	4人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	4人		4人		4人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績、近隣の事業所数、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて横ばいで算出しました。



(9) 短期入所

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい児者に、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

▼第5期の見込量

(1 か月当たり)							
第 4 期の 計画値・実績値		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		15 人	10 人	17 人	14 人	20 人	16 人
		150 人日	103 人日	170 人日	128 人日	200 人日	143 人日
第 5 期の見込み		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		17 人		20 人		23 人	
		153 人日		180 人日		207 人日	
		2 人		2 人		2 人	
		18 人日		18 人日		18 人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」に加え、今回「自立生活援助」が新設されました。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

（１）自立生活援助【新設】

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第5期の見込量

(1か月当たり)

第5期の見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1人	1人	1人

▶サービスの見込みと確保について

○新設のサービスですが、第5期計画期間中に施設入所者の自宅やグループホーム等への地域移行者数を3人と目標としていることから、本サービスの利用者も計画期間中に3人と想定し、一定期間利用する人を各年度で1人ずつ見込みました。

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	16人	15人	18人	21人	20人	23人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	26人		29人		32人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進され、グループホームの必要性が更に高まることが予想されるため、増加傾向で算出しました。

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。



(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第5期の見込量

(1か月当たり)

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	34人	35人	33人	38人	33人	33人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	33人		33人		32人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、平成32年度においては平成29年11月末現在から1名減で見込みました。



4 相談支援

(1) 計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	15人	24人	16人	28人	16人	22人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	29人		30人		31人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、障がい福祉サービス利用者全員が計画相談支援を利用しなければならないことから、年間の利用者数の見込みを12で割った人数で算出しました。
- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	0人	2人	0人	2人	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。

○第4期においては、利用実績はありませんが、精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。



(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	0人	2人	0人	2人	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、地域移行支援利用者が地域定着支援を併せて（または地域移行支援の終了後に）利用することが考えられるため、地域移行支援利用者数と同数で見込みました。
- 第4期においては、利用実績はありませんが、地域移行支援の利用者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 地域支援事業（①必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (実施の有無)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第5期の見込み (実施の有無)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。
- 事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (実施の有無)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第5期の見込み (実施の有無)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援するため、補助金を交付します。

(3) 相談支援事業

内容
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。

▼第5期の見込量

第 4 期の 計画値・実績値		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		障害者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		基幹相談支援センター	無	無	無	無	無
		住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無
第 5 期の見込み		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		障害者相談支援事業		1 か所		1 か所	
		基幹相談支援センター		0 か所		1 か所	
		住宅入居等支援事業		無		有	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業については、P14の地域生活支援拠点と併せて検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容
障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 成年後見制度の利用について、申立てに要する費用や後見人報酬等の全部又は一部を助成します。
- 第4期においては、利用実績はありませんでしたが、成年後見制度による利用が必要と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (実施の有無)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	無	無	有	無	有	無
第5期の見込み (実施の有無)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	有		有		有	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 第4期においては、実施できませんでしたが、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	

▼第5期の見込量

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第 4 期の 計画値・実績値	手話通訳者派遣事業 (1 か月の実利用見込者数)	7 人	5 人	8 人	4 人	9 人	4 人
	要約筆記者派遣事業 (年間の実利用見込者数)	2 人	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
第 5 期の見込み	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業 (年間の実利用見込者数)	10 人		10 人		10 人	
	手話通訳設置事業	無		無		無	

※平成 29 年度の実績は平成 29 年 11 月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 手話通訳者の派遣については、引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 要約筆記者の派遣については、引き続き、栃木県社会福祉協議会に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 本市においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具

▼第5期の見込量

		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第4期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	4件	0件	5件	1件	5件	3件
	自立生活支援用具	5件	1件	6件	2件	7件	2件
	在宅療養等支援用具	6件	2件	8件	0件	10件	3件
	情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件	3件	7件	1件
	排せつ管理支援用具	160件	159件	168件	161件	175件	170件
	住宅改修費	1件	2件	1件	1件	1件	0件
第5期の 見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	介護・訓練支援用具	4件		5件		6件	
	自立生活支援用具	8件		8件		9件	
	在宅療養等支援用具	5件		5件		6件	
	情報・意思疎通支援用具	6件		7件		8件	
	排せつ管理支援用具	177件		185件		194件	
	住宅改修費	1件		1件		1件	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○日常生活用具が必要な障がい児者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	実施	未実施	実施	実施	実施	実施(15人)
第5期の見込み (研修修了者数)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	10人		10人		10人	

▶サービスの見込みと確保について

○第4期においては、平成28年度から平成29年度にかけて、市が実施主体となり塩谷町と共同で手話奉仕員養成研修を実施しました。

○平成29年度においては、研修の修了者15人のうち、11の方が矢板市手話奉仕員として登録しました。

○第5期においては、矢板市社会福祉協議会に委託して手話奉仕員養成研修を実施します。



(9) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (1か月の実利用見込者数) (1か月の延べ利用見込時間)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	1人	4人	1人	6人	1人
	9時間	2.6時間	12時間	1時間	18時間	0.5時間
第5期の見込み (年間の実利用見込者数) (年間の延べ利用見込時間)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		2人		3人	
	12時間		24時間		36時間	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 第4期においては、市内及び近隣にサービス提供事業者が少なく、提供量に制約があることから、利用者数は伸びていません。潜在的なニーズが想定されることから、市内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。



(10) 地域活動支援センター

類型	内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第5期の見込量

（1年当たり）						
第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1 か所 8 人		1 か所 8 人		1 か所 8 人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○障がい者の日中活動の場の充実を図る観点から、市内事業者との連携を図り、第5期計画期間中にII型のセンター1か所の設置に向けた検討を進めます。

○自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

2 地域支援事業 (②任意事業)

(1) 訪問入浴サービス

内容
地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (1か月の実利用見込者数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	7人	6人	8人	5人	9人	6人
第5期の見込み (実利用見込者数)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人		9人		10人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。国が施設入所者の地域移行を推進しており、在宅で生活する障がい者の訪問入浴の利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障がい児(者)を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

▼第5期の見込量

第4期の 計画値・実績値 (1か月の実利用見込者数)	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	30人	17人	30人	18人	30人	16人
第5期の見込み (実施か所数) (実利用見込者数)	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	9か所 30人		9か所 30人		9か所 30人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○引き続き、事業実施する法人に補助金を交付し、事業を継続するとともに、今後は、医療的ケアが必要な障がい児が利用できるサービスの確保を図ります。

3 地域生活支援促進事業等

従来の任意事業から、地域生活支援促進事業や交付税措置に区分変更された事業のうち、第5期において本市が実施する事業は以下のとおりです。

事業名	内容
成年後見制度普及・啓発事業	成年後見制度普及啓発のため成年後見無料相談を実施します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。

▼第4期の実績

第4期の計画値・実績値		(1年当たり)					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度普及・啓発事業		有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止対策支援事業		有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人
自動車改造助成事業		1人	1人	1人	0人	3人	0人

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶事業の実施について

○第5期においても引き続き事業の実施に努めます。

第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

(障がい児福祉計画)

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

市町村が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

内容
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

▼第1期の見込量

第4期障がい福祉サービスプランの計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	12人	14人	13人	10人	14人	9人
	84人日	97人日	91人日	72人日	98人日	40人日
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	15人		16人		17人	
	105人日		112人日		119人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、対象が未就学児であることから利用終了者が出ることを勘案した上で、1人ずつの増で見込みました。

(2) 医療型児童発達支援

内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

▼第1期の見込量

第4期障がい福祉サービスプランの 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○第4期障がい福祉サービスプランにおける利用実績はありませんでした。

○サービス見込量については、市内及び近隣市町に実施事業所がないことから0（ゼロ）で見込みました。

○第1期においてもサービス提供は見込んでいませんが、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。



(3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。

▼第1期の見込量

(1か月当たり)

第4期障がい福祉サービスプランの計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	21人 210人日	22人 269人日	22人 220人日	30人 347人日	23人 230人日	40人 556人日
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	53人 636人日		60人 720人日		70人 840人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成27年度から平成29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、現在児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが見込まれること、高等学校卒業により利用終了者が出ることを勘案した上で、増加傾向で見込みました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

内容
保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第1期の見込量

第4期障がい福祉サービスプランの 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	0人 0人日		1人 4人日		2人 8人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、計画期間中において市内の既存の児童発達支援事業所がサービス提供を開始することを想定し、平成31年度以降の数値を算出しました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援【新設】

内容
重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

▼第1期の見込量

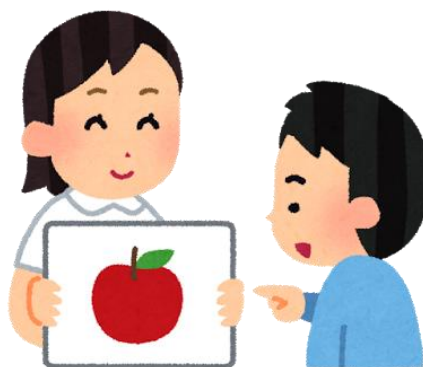
(1か月当たり)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 1 期の見込み	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がないことから、0で見込みました。

○サービス提供は見込んでいませんが、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。



2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第1期の見込量

第4期障がい福祉サービスプランの計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	5人	3人	6人	3人	3人
第1期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人		9人		10人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、児童福祉法によるサービス利用者全員の見込みを12で割った人数としました。

3 医療的ケア児調整コーディネーター【新設】

内容
医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

▼第1期の見込量

第1期の見込み	(1年当たり)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	0人	0人	1人

▶サービスの見込みと確保について

○計画期間中、県が相談支援専門員等を対象に研修講座を開催してコーディネーターを育成する方針であることを踏まえ、本市においても最終年度の平成32年度に配置を予定しています。

第7章 計画の推進

1 関係機関、地域との連携

(1) 関係機関との連携

障がい者の福祉サービスについては、国や県の制度によるところも大きいことから、国・県の機関との連携を図るほか、サービス提供、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図り、必要なサービス提供の確保に努めます。

また、障がい者の支援は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、市内関係機関との連携を図りながら総合的な支援に努めます。

(2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

2 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として矢板市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

3 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

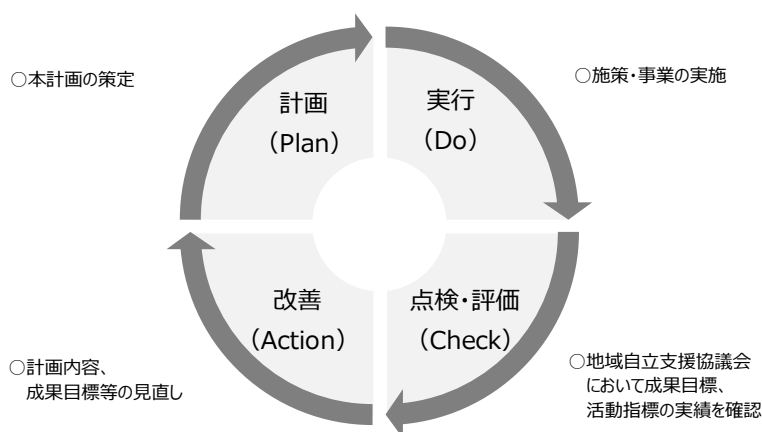
より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなくてはなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画期間中、社会福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。

矢板市地域自立支援協議会や協議会計画策定等部会の意見を聞きながら、障がい福祉計画における各年度のサービス需給状況や事業の実施状況、目標数値の達成状況などの点検及び評価を行い、必要に応じた計画内容の見直しを図るとともに、最終年度においてはその成果を次期計画に反映させます。



資 料 編

1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、本市における障がい者等への相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に係るシステムづくりに関し協議をするため、矢板市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制に関すること。
- (2) 地域生活支援体制に関すること。
- (3) 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関すること。
- (4) 障がい者虐待防止に関すること。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 教育・雇用・事業者関係機関
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 地域住民代表者
- (5) 指定相談支援事業者
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 法曹関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

参考

矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区 分	所 属	備 考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	
2		矢板健康福祉センター	
3		(福) 矢板市社会福祉協議会	
4	教育・雇用・事業者関係機関	矢板公共職業安定所	
5		矢板市小中学校長会	
6		矢板市商工会	
7	障がい者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	
9	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	
10		矢板市区長会	
11		障害者家族	
12		障害者家族	
13	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	
14	障害福祉サービス事業者	(福) たかはら学園	
15		NPO 法人 ワークーズコープ	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	

2 矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区 分	所 属 等	氏 名	備 考
1	保健・医療・福祉 関係機関	矢板市医師団	村 井 成 之	
2		矢板健康福祉センター	河 野 美穂子	
3		(福)矢板市社会福祉協議会	臼 井 洋	
4	教育・雇用・事業者 関係機関	矢板公共職業安定所	加 藤 久美子	
5		矢板市小中学校長会	黒 川 保 二	
6		矢板市商工会	阿久津 万 寿	
7	障がい者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	中 郷 郁 代	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻 井 宣 子	副会長
9	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	塩 野 和 子	
10		矢板市区長会	川 島 基 義	
11		障害者家族	八 代 孝 子	
12		障害者家族	和 氣 ち か	
13	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	中 島 勝 之	
14	障害福祉サービ ス事業者	(福)たかはら学園	瀬 端 道 男	会 長
15		NPO 法人ワーカーズコープ	小白井 加代子	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	江 面 晃 一	

3 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿

番号	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	保健・医療・福祉 関係機関	矢板市医師団	村 井 成 之	部会長
2		(福) 矢板市社会福祉協議会	柳 田 穰	
3	教育・雇用・事業者 関係機関	矢板小学校	石 橋 とし子	
4	障がい者関係団体	矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻 井 宣 子	副部会長
5	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	中 島 勝 之	
6	障害福祉サービス 事業者	(福) たかはら学園	瀬 端 道 男	
7		NPO法人ワーカーズコープ	小白井 加代子	

4 計画策定経過

●計画内容の審議

期日	内容
平成 29 年 7 月 25 日	第 1 回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・ 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会について ・ 計画策定等部会の運営及び年間スケジュールについて ・ 第 4 期障がい福祉サービスプラン進捗状況について ・ 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画について
平成 29 年 8 月 8 日	第 1 回矢板市地域自立支援協議会 ・ 第 4 期障がい福祉サービスプラン進捗状況について ・ 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画について
平成 29 年 12 月 15 日	第 2 回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・ 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について 等
平成 30 年 1 月 18 日 ～ 2 月 7 日	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）パブリックコメントの実施 【閲覧場所等】市社会福祉課窓口、矢板・泉・片岡の各公民館、きずな館、村井胃腸科外科クリニック、佐藤病院、矢板市障がい児者相談支援センター、たかはら学園、発達支援センターたけのこ園、ワーカーズコープりんごの木、市ホームページに掲載
平成 30 年 2 月 14 日	第 3 回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 ・ パブリックコメントの実施結果について 等
平成 30 年 3 月 13 日	第 3 回矢板市地域自立支援協議会 ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画について

○県北障害保健福祉圏域調整会議実施状況

期日	内容
平成 29 年 7 月 3 日	第 1 回県北障害保健福祉圏域調整会議 ・ 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画について 情報共有・意見交換
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回県北障害保健福祉圏域調整会議（全体会） ・ 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画について 目標と見込量の説明 計画に向けた福祉サービス見込み量について
平成 30 年 2 月 14 日	第 3 回県北障害保健福祉圏域調整会議 ・ 第 4 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について

第5期矢板市障がい福祉サービスプラン

【第5期 障がい福祉計画】

【第1期 障がい児福祉計画】

平成30年3月

発行 矢板市
編集 矢板市 健康福祉部 社会福祉課
〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号
TEL 0287-43-1116
FAX 0287-43-5404
